第四条第五号に規定する分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物
［略］	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種
一〇〇分の五	一〇〇分の一〇
［略］	［略］
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
［略］	［略］

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

第四条第五号に規定する分別基準適合物	第四条第六号に規定する分別基準適合物
［略］	［略］
別表第二の五の項の下欄のロに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のロに掲げる業種
一〇〇分の一〇	一〇〇分の一五
［略］	［略］
［略］	［略］
別表第二の六の項の下欄のへに掲げる業種	別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種
一〇〇分の五	一〇〇分の二〇
［略］	［略］

別表第三の二（第十一条の三関係）

特定分別基準適合物	率
第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三五
第四条第六号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の二五

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。